



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年10月23日(水) 号外(第9号)

目次

ページ

告示

○家畜伝染病予防法に基づく注射の実施(畜産課)

2

■ 告 示

◎群馬県告示第174号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により、次のとおり家畜の注射を実施するので、同条第2項において読み替えて準用する同法第5条第2項の規定により告示する。

令和元年10月23日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 実施の目的 豚コレラの発生を予防するため
- 2 実施する区域 県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 家畜防疫員が必要と認めた豚及びいのしし。ただし、初回接種時には、原則として哺乳豚を除き全頭に接種する。
- 4 実施の期日 令和元年10月27日から令和2年3月31日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日
- 5 注射の実施の方法 皮下又は筋肉内注射法
- 6 その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。